

7. 本人との面会状況

(1) 本人との面会回数と時間

a. 1 ヶ月あたりの平均面会回数

後見人などが本人に面会する回数や時間等について概観する。

まず後見事案全体（親族、専門職、法人等の全業態を合わせたもの）についてみると、後見人等による本人への1 ヶ月あたりの平均的な面会回数は2.8回であった（図7-1）。

続いて、親族後見における面会回数について見てみると、親族後見人は、1 ヶ月あたり平均で8回ほど本人との面会機会をもっていた。このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会回数は、約26回と非常に多くなっている。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会回数は約6回であった。

このように、親族後見においては、後見人等が本人と同居しているか否かの違いに応じて、面会回数に著しい差が見られた。

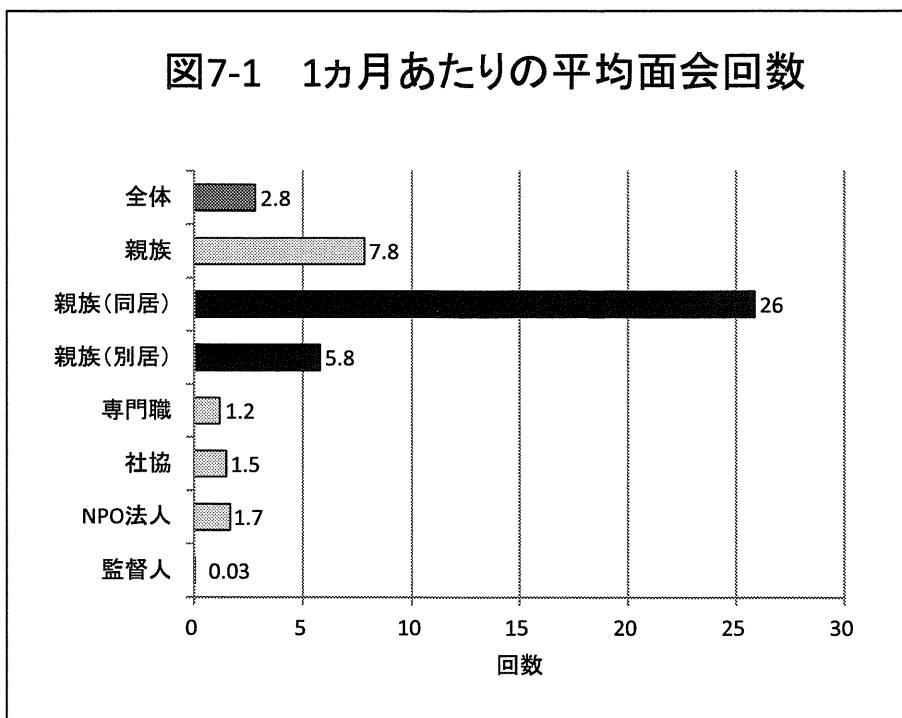
一方、親族以外の後見（第三者後見）における1 ヶ月あたりの平均面会回数は、親族後見の場合に比べて極端に少ないことがわかる。専門職、社会福祉協議会、NPO法人のいずれについても、1 ヶ月あたりの平均面会回数は概ね1回～2回程度（平均で1.5回）であった。

以上のように、後見人等と本人との居住関係、ならびに後見人等の業態の違いに応じて、面会回数に大きな差が見られた。

その背景について簡潔に述べると次のようになる。

親族後見人は、やはり自身が本人の親族であるという理由から本人と面会する機会も多く、本人が施設等に居住している場合でも、週1～2回程度の頻度で会いに行くケースが多い。また、親族後見人の場合、本人と同居している事例も多く、その場合ほぼ毎日のように（デイサービスやショートステイなどを除いて）本人と接している。他方、親族以外の後見（第三者後見）の場合、後見人等は、やはり本人とは第三者であるという理由でそれほど頻繁に会いに行くことはない。だが、例えば法人の場合、月に1回程度、本人と面会するよう後見人に求めるガイドラインや内規などが存在していることが多く、それにより第三者後見人は、通常月1回ほど（さらに必要に応じて適宜）本人面会を行う結果となっている。

なお、後見監督人については、1 ヶ月あたりの平均面会回数は0.03回とごくわずかなものであった。これは、一般に後見監督人は、就任時に本人に1度だけ会う、あるいは後見終了まで1度も会わないというケースが多いためである。



b. 面会 1 回あたりの平均面会時間

次に、後見人等が本人に接する面会 1 回あたりの平均時間について見てみる（図 7-2）。

まず、全業態を合わせた後見事案全体についてみると、その平均的な面会時間は 75 分であった。

続いて、親族後見における平均面会時間について見ると、親族後見人は面会 1 回あたり平均で約 3 時間（190 分）ほど本人に接していた。

このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会時間は、約 9 時間半（575 分）であった。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会時間は約 2 時間半（147 分）、また協力者は平均 1 時間半程度（78 分）であった。

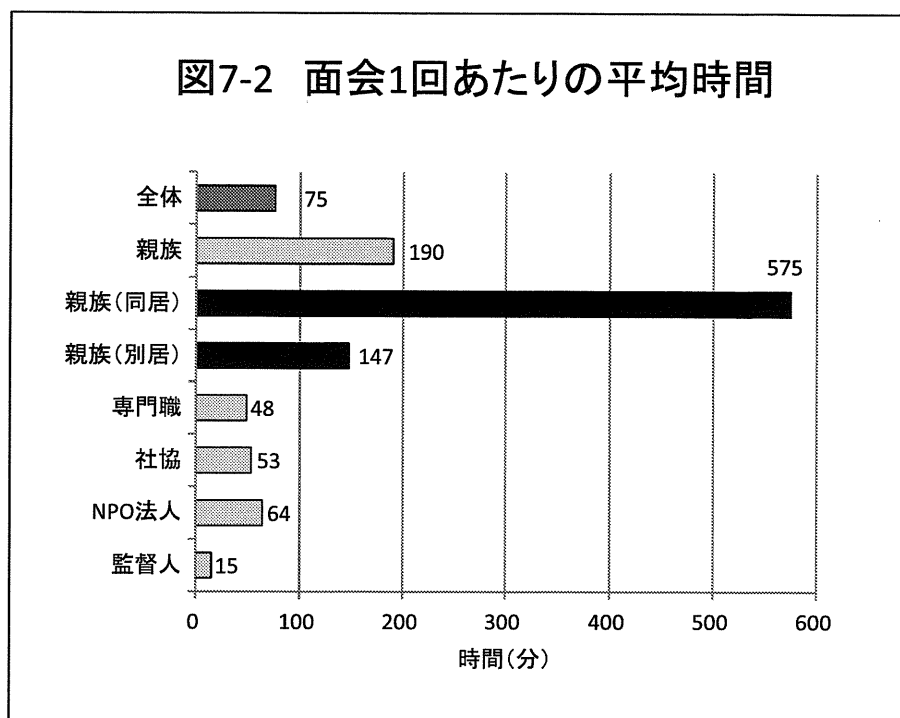
このように、親族後見における面会時間は、面会回数同様、後見人と本人との居住関係および面会にあたる主体の違いによって、著しい差異が生じていた。

他方、親族以外の後見については、親族後見の場合に比べて、その平均面会時間は極端に短くなっている。専門職、社協、NPO 法人等による後見の場合、その平均面会時間はおよそ 1 時間弱であった。

以上のことから、面会回数同様、後見人等の業態の違いが、面会 1 回あたりの平均面会時間に大きな違いをもたらしていることが分かった。

なお、後見監督人における平均面会時間は、わずか 15 分であった。

図7-2 面会1回あたりの平均時間



c. 1ヶ月あたりの平均面会時間

最後に、1ヶ月あたりの平均面会時間について見てみる(図7-3)。

まず、全業態を合わせた後見事案全体についてみると、その平均的な1ヵ月あたりの面会時間はおよそ14時間ほど(822分)であった。

続いて、親族後見では、後見人等は1ヶ月あたり約80時間ほど(4,828分)本人に接している。このうち、本人と同居している親族後見人の平均面会時間は約240時間(14,528分)、また協力者は平均約4時間(235分)であった。他方、本人と同居していない親族後見人の平均面会時間は約27時間程度(1,599分)であった。

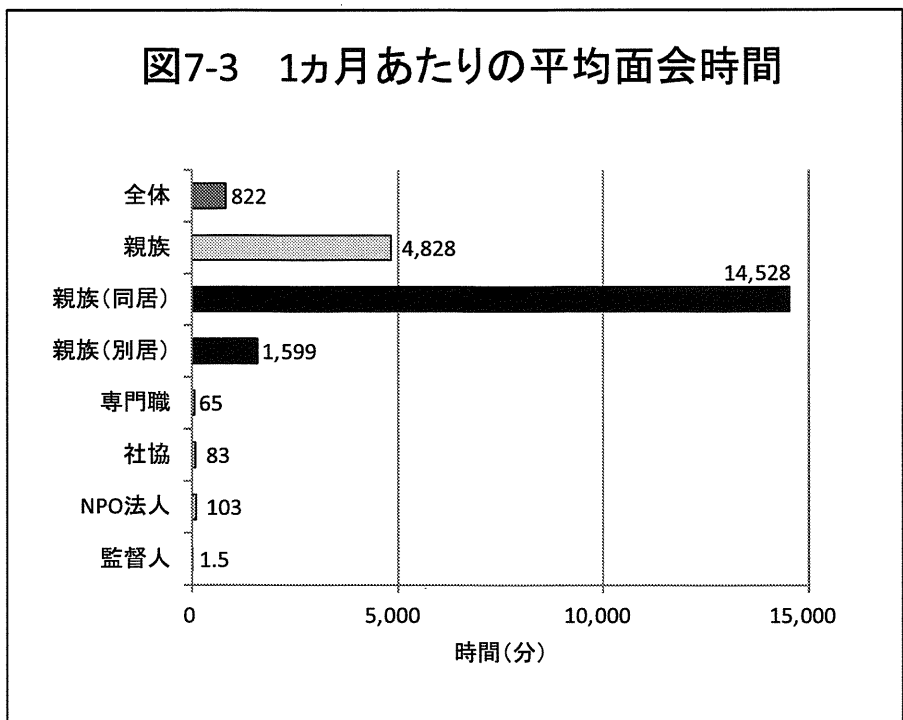
このように、1ヶ月あたりの面会時間についても、後見人が本人と同居しているか否か、また面会者が親族かそれ以外かの違いによって、結果に大きな差がみられた。

一方、親族以外の後見については、親族後見の場合に比べて、その1ヵ月あたりの平均面会時間はやはり著しく短いことがわかる。親族以外の後見(専門職+社協+NPOなど)における平均面会時間は約1時間半程度(84分)であった。

以上のことから、親族か否かという業態の違いは、1ヶ月あたりの平均面会時間にも大きく影響していることが分かった。

なお、後見監督人の1ヶ月あたりの平均面会時間はわずか1分強となっており、ほぼゼロに等しい時間となっている。

図7-3 1か月あたりの平均面会時間



さらに、以上の結果を客観的に明らかにするために統計的検定（分散分析）を行ったところ、①平均面会回数、②平均面会時間（面会1回あたり）、③平均面会時間（1か月あたり）のそれぞれについて、各業態間（親族と親族以外の間）に統計的に有意な差（危険率1%）が生じていることが証明された（表7-1～3）。

表7-1 分散分析(業態別平均面会回数)の結果

		F 値	N
業態間面会回数の差		180.851 **	182
業態間比較		平均値の差	有意確率
親族	専門職	6.628 **	.000
	社協	6.347 **	.000
	NPO	6.125 **	.000
専門職	親族	-6.628 **	.000
	社協	-.281	1.000
	NPO	-.504	1.000
社協	親族	-6.347 **	.000
	専門職	.281	1.000
	NPO	-.222	1.000
NPO	親族	-6.125 **	.000
	専門職	.504	1.000
	社協	.222	1.000

** p < .01

表7-2 分散分析(業態別平均面会時間<面会1回あたり>)の結果

		F 値	N
業態間面会時間の差		167.818**	169

業態間比較		平均値の差	有意確率
親族	専門職	141.316**	.000
	社協	137.015**	.000
	NPO	126.143**	.000
専門職	親族	-141.316**	.000
	社協	-4.301	1.000
	NPO	-15.173	.523
社協	親族	-137.015**	.000
	専門職	4.301	1.000
	NPO	-10.872	1.000
NPO	親族	-126.143**	.000
	専門職	15.173	.523
	社協	10.872	1.000

** p < .01

表7-3 分散分析(業態別平均面会時間<1ヵ月あたり>)の結果

		F 値	N
業態間面会時間の差		110.927**	166

業態間比較		平均値の差	有意確率
親族	専門職	4741.397**	.000
	社協	4723.342**	.000
	NPO	4700.624**	.000
専門職	親族	-4741.397**	.000
	社協	-18.055	1.000
	NPO	-40.773	1.000
社協	親族	-4723.342**	.000
	専門職	18.055	1.000
	NPO	-22.718	1.000
NPO	親族	-4700.624**	.000
	専門職	40.773	1.000
	社協	22.718	1.000

** p < .01

(2) 面会回数および面会時間の分布

a. 面会回数の分布

次に、後見人等による本人との面会回数と面会時間の分布状況について概観する。

まず、面会回数の分布状況（図7-4）について親族後見の場合をみると、1ヵ月あたりの面会回数としてもっともその件数が多いのは、1ヵ月に2回程度面会を行う（全体の3割弱）というものであった。これに次いで、1ヵ月に1回程度面会を行うというものが、全体の2割弱を占めていた。

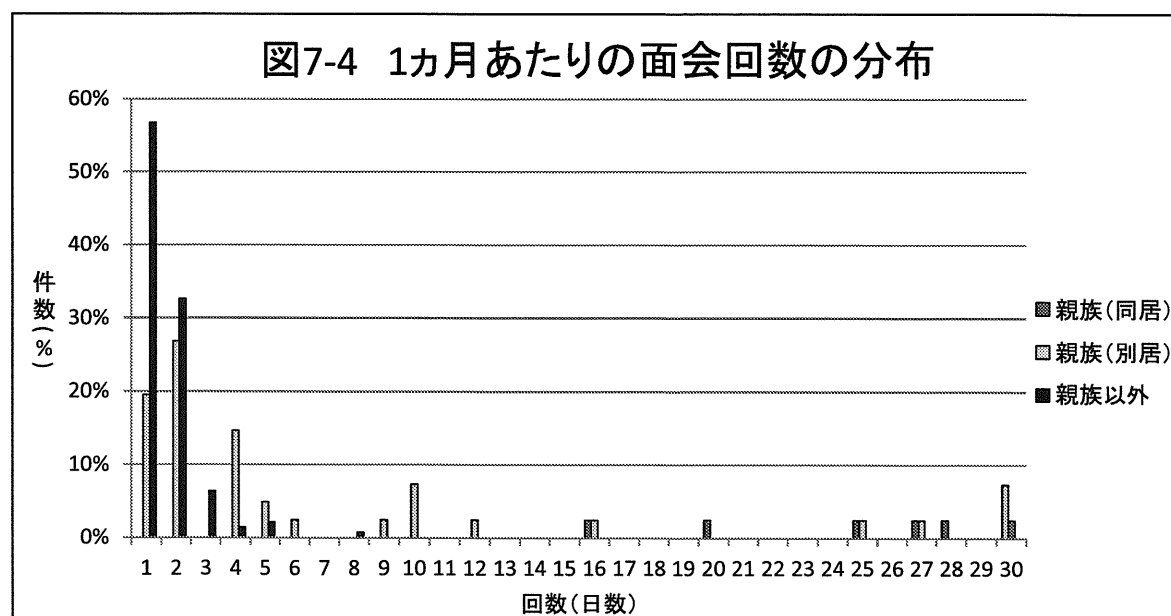
そして本人と別居している後見人等のほとんどは、1ヵ月あたりの面会回数が10回未満であるのに対して、本人と同居している後見人等のほとんどは、月に25回以上、つまりほぼ毎日面会していた。

このように親族後見の場合においては、本人と後見人等との居住関係の違いによって、面会回数の状況に非常に大きな差異がみられた。

続いて、親族後見以外の後見（第三者後見）の場合における、面会回数の分布状況について見てみる。

第三者後見人が本人との面会を行う場合において、面会回数の件数をもっとも多いのは、1ヵ月に1回程度面会を行う（全体の6割弱）というものであった。これに次いで、1ヵ月に2回ほど面会を行うというものが、全体の3割強を占めていた。

このことから、第三者後見の場合、ほとんどのケース（およそ9割程度）において、本人との面会が1ヶ月あたり1回（ないし2回）程度にとどまっているという状況がうかがえる。



b. 面会時間の分布

次に、面会1回あたりの面会時間の分布について、親族後見、親族以外の後見のそれぞれについて見てみる（図7-5）。

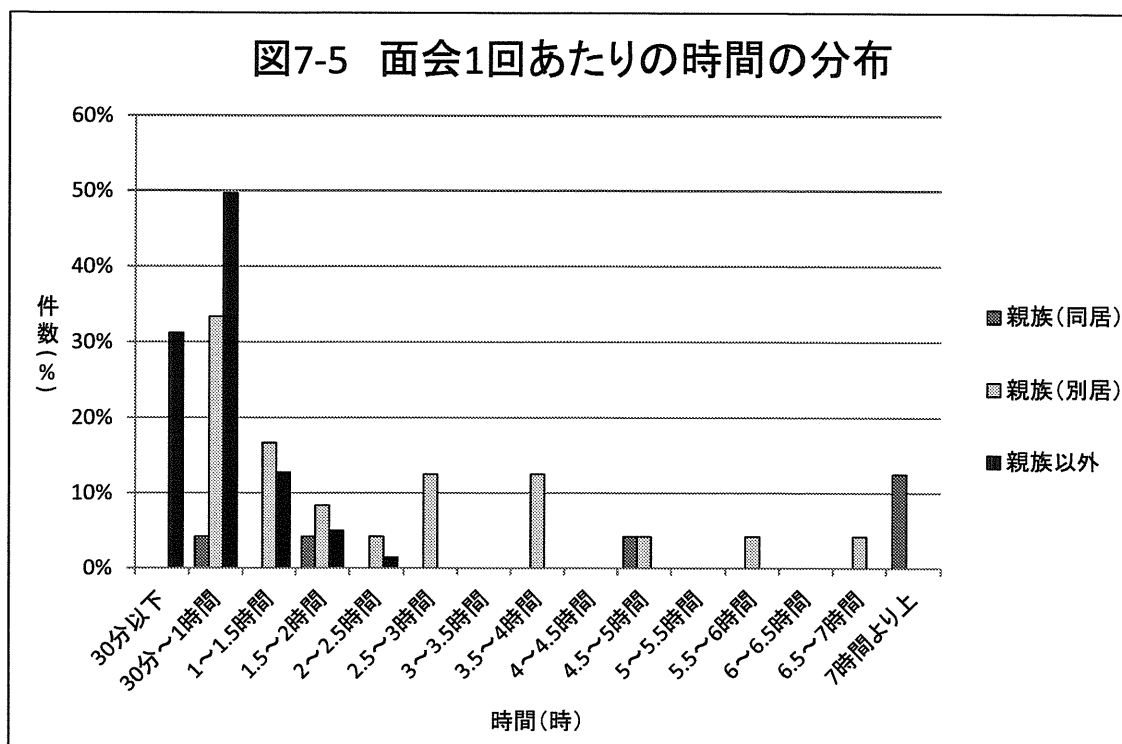
まず、親族後見の場合をみると、ここでも後見人等と本人との居住関係によって分布は大きく異なっていることがわかる。面会1回あたりの時間としてもっとも件数が多いのは、本人

と別居している親族後見人による、30分から1時間程度の面会（全体の3割強）であり、続いて、1～1.5時間程度の面会（全体の2割弱）であった。一方で、本人と同居している後見人等のほとんどは、非常に多くの時間を本人との面会にあてており、1回の面会に7時間以上かけているものが多かった。

このように親族後見の場合においては、面会回数の分布と同様に、本人と後見人等との居住関係が面会回数の状況に大きく影響していることがわかる。

続いて、親族以外の後見（第三者後見）における面会1回あたりの面会時間の分布について見てみる。

第三者後見人が本人と面会を行う場合において、面会1回あたりにあてられる時間としてもっとも多いのは、30分～1時間であり、全体の約半分を占めている。次いで、30分以下を面会時間とするものが、全体の3割強を占めており、これら2つの項目で全体の約8割程度を占めている。このことから、第三者後見の場合の面会時間は、1回あたり1時間前後が通常であるといえることができる。



8. 後見業務の実施状況

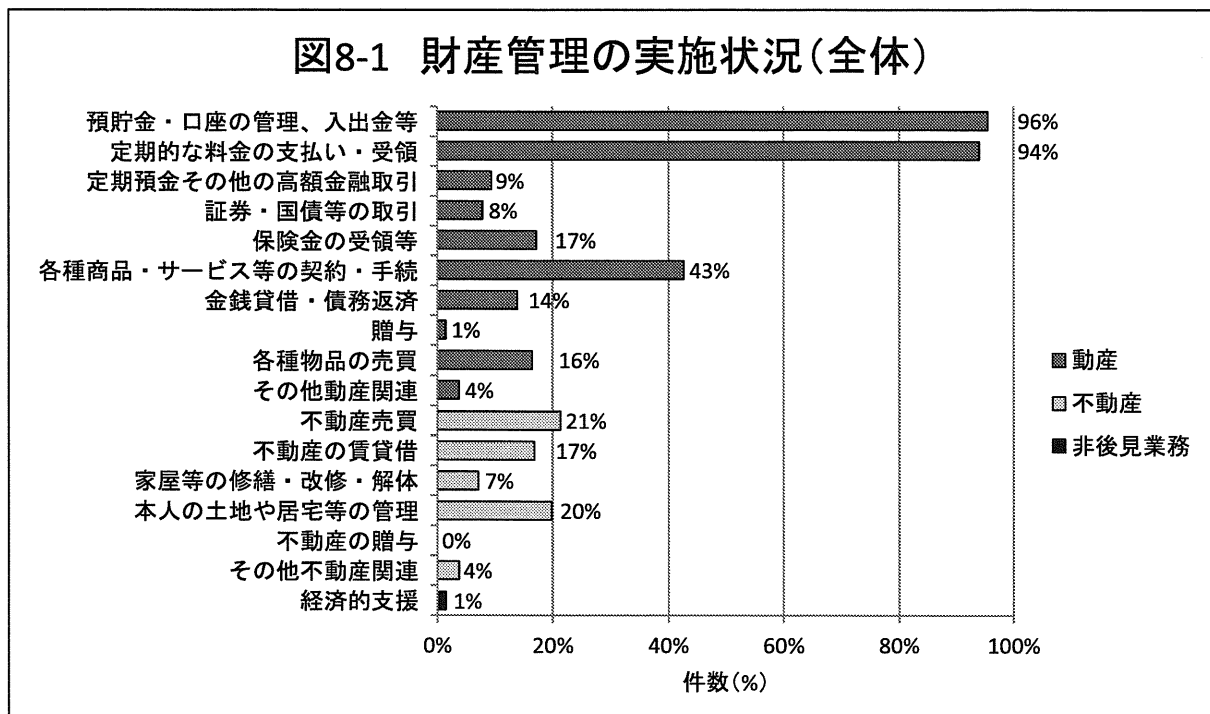
(1) 財産管理の実施状況

a. 動産の取引・管理

後見人等による後見業務の実施内容について、その態様を概観する。

はじめに財産管理についてである（図8-1）。

まず動産の取引・管理について見ると、後見人等によって実施される業務としては「預貯金・口座の管理、入出金等」（全体の96%）と「定期的な料金の支払い・受領」（94%）がもっとも一般的なものであることがわかる。前者については、後見人等にとって被後見人（本人）の日常的な財産を管理することがその活動の中心であり、月に数回程度の頻度で定期的に行われている。また後者については、多く場合、口座自動振替等を利用した公共料金や施設費用の支払いが行われている。これら2つの業務は、業態を問わずほとんどの事案において通常業務として行われているが、とりわけ親族以外の後見の場合には、ほぼすべての事案において実施されている（図8-2）。



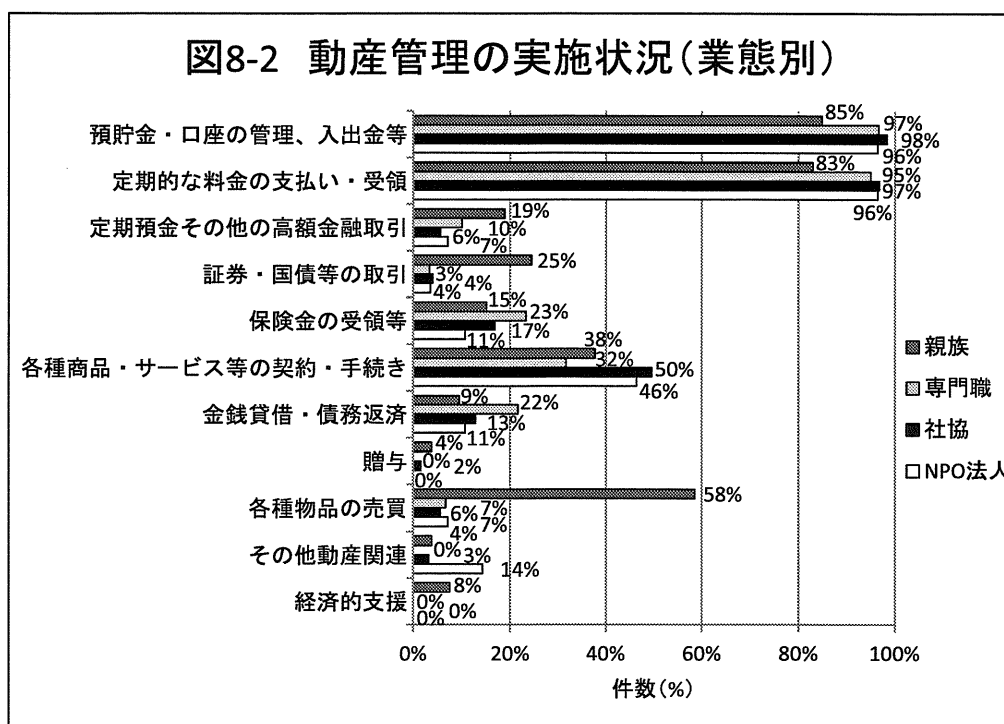
これらに続いて業務の実施率が高いのは、「各種商品・サービスの契約・手続き」（43%）、「保険金の受領等」（17%）、「各種物品の売買」（16%）、「金銭貸借・債務返済」（14%）などとなっている。これらは、後見制度を利用しようとするそもそもの契機となっていることも多いが、それが実際の業務として行われる頻度はそれほど高いわけではない。例えば、保険金を受領することを目的の一つとして後見開始の申し立てを行い、その後実際に後見人等として保険金を受け取ったが、目的を達成した後は、同様の高額金融取引をする機会はほとんどなかった、といった例である。

また、ここで注目されるのは、「預貯金・口座の管理、入出金等」と「定期的な料金の支払い・受領」以外の各種業務については、親族後見の場合と親族以外の後見の場合とでそれぞれの業務が占める割合に大きな違いがみられることである。「定期預金その他の高額金融取引」、「証券・国債等の取引」、「各種物品の売買」といった業務については、親族後見の場合にはそれぞれ積極的な実施がなされている一方で、親族以外の後見においては後見人等がこれらの業務を行うことには消極的である。

その背景には次のような事情があると考えられる。

すなわち、①基本的に本人の財産管理については、投機的な資金運用（株式、投信、社債など）を避けるように家裁から求められることが多く、第三者後見人がこれらの種類の資産を扱うことは難しい（親族後見人の場合は、親族の資産ということもあって、相対的に投機的資金を扱いやすい）、②親族後見人は、自身と別居している本人に面会しに行く際、必要な日用品や差入れなどを持参することが多いが、第三者後見人は、普通このような事実行為は行わない、などといった事情である。

最後に、本来後見業務とは言えないものの、親族後見ならではの活動として「経済的支援」がある。これは、財産や所得の少ない本人のためにその生活費などの費用を、後見人等が私的な財産を投じて援助する行為のことであり、当然のことながら親族以外の後見においては行われないものである。そして親族後見において、この「経済的支援」が行われている例が、全体の約1割ほど（8%）存在していた。



b. 不動産の取引・管理

続いて、不動産の取引・管理について見てみる（図8-3）。

不動産に関する取引や契約等は、その性質上、動産のそれと比べると実施機会はさほど多くない。不動産売買や賃貸借契約などが必要に応じてなされる程度であり、複数回にわたって継続的に不動産の処分がなされることはごく稀である。

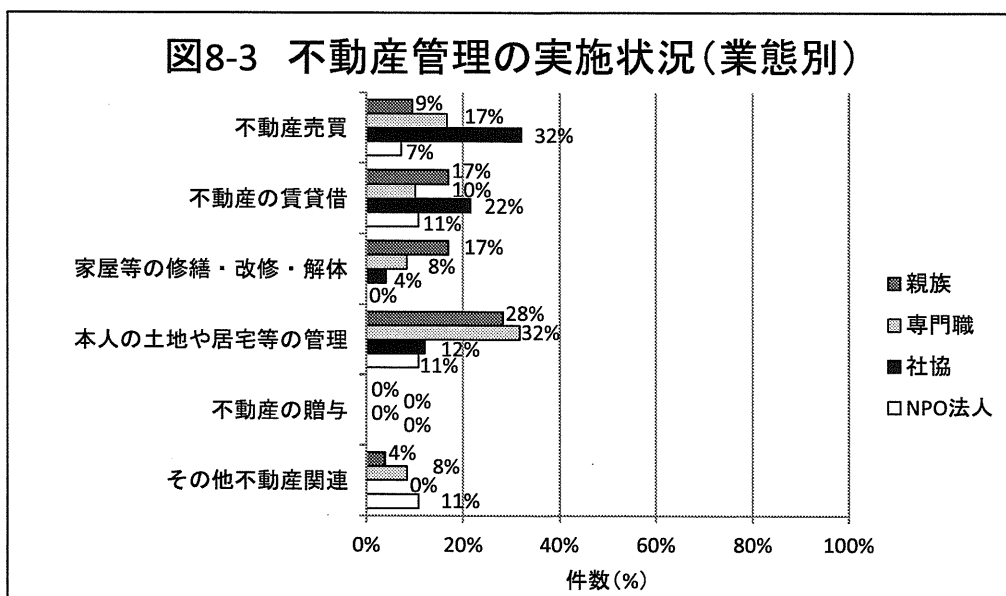
また動産の場合と異なり、不動産の取引・管理については、各業態間に共通した特徴があるわけではなく、むしろ各業態にそれぞれ特有の特徴がみられる。とりわけ、親族と社会福祉協議会のそれぞれの不動産管理に対する姿勢は対照的である。

親族後見の場合、後見人は、本人が居住ないし所有する不動産を処分することには消極的であり、なるべくこれらの資産を維持するように行動するのが一般的である。このことは、親族後見において、「不動産売買」の実施が少なく（全体の9%）、対して「家屋等の修繕・改修・解体」（同、17%）や「本人の土地や居宅等の管理」（同、28%）などの実施が多いことからもうかがえる。具体的業務としては、独居であった本人が施設等に入居した後に、空き家となった居宅等の定期的な管理や、本人所有の賃貸マンションの管理などの業務が、親族後見人によって行われている。

他方、社協の場合には、本人の金融資産を増やすために、本人の保有資産を積極的に処分するよう行動するのが一般的である。このことは、社協による後見において、「不動産売買」の実施が多く（全体の32%）、対して「家屋等の修繕・改修・解体」（同、4%）や「本人の土地や居宅等の管理」（同、12%）などの実施が少ないことからもうかがえる。

このような不動産管理に対する両者の態度の違いが生じるのは、主に次のような事情からである。

親族後見の場合、後見人自身が、本人の居住ないし所有する土地・建物に実際に居住していたり、また所有者の一人になっていたりするケースがあるため、これらの不動産を処分することについて否定的な態度を示すことが多い。一方、社協の場合には、後見開始後に被後見人の介護施設等への入所手続きを進めるために、その費用の充当・調達観点から、資産売却により本人の金融資産を増やそうとする傾向が強い。



(2) 身上監護の実施状況

a. 身上監護全般

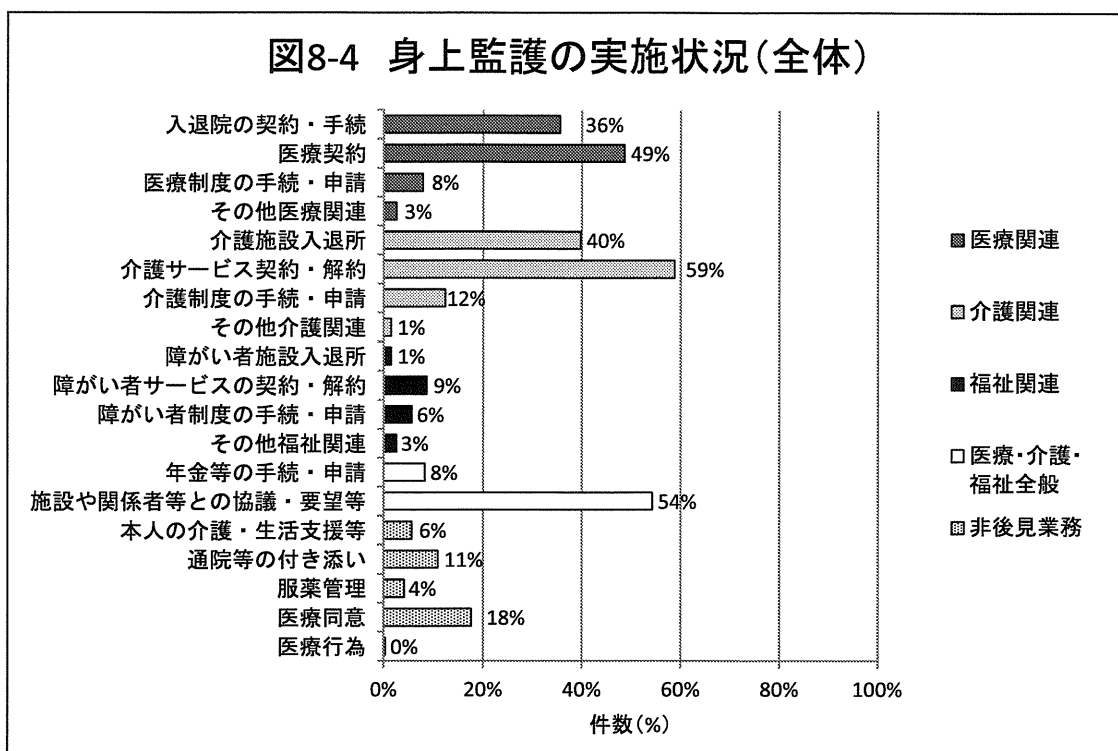
次に、身上監護に関する業務の実施状況について見てみる（図8-4）。

第一に医療関連の業務についてみると、もっとも業務として実施される機会が多いのは「医療契約」であり、全体の約半数（49%）の事例において行われている。医療に関する契約業務は、本人が医療行為を受ける際には必ず必要となるため、実施率は必然的に高くなっている。その次に実施機会が多いのが、「入退院の契約・手続き」（36%）である。本人の健康状態の変化に応じて医療機関への入院や転院、退院等が必要となるが、それらに関する契約や諸手続などがその都度行われている。

第二に介護関連の業務について見てみると、もっとも業務の実施率が高いのは「介護サービス契約・解約」（全体の約6割）であり、次に「介護施設入退所」（40%）となっている。これらの業務は、本人の居住状況や身体状況などに応じて、自宅で暮らしている本人に対する居宅介護サービス等の利用や、本人が介護施設へ入居する際の契約・諸手続などであり、本人の介護を行おうとする際に必須となるものである。

第三に福祉関連（特に障がい者関連）の業務についてみると、「障がい者サービスの契約・解約」が全体の9%、「障がい者制度の手続き・申請」が同6%、「障がい者施設入退所」が1%となっている。このように福祉関連の業務については、上述の医療や介護に関する業務に比べてその実施率が大幅に低くなっているが、これはそもそも後見事案全体に占める精神・知的障がい者等の割合が低いためである。

第四に医療・介護・福祉全般の業務についてみると、「施設や関係者等との協議・要望等」が全体の過半数（54%）で行われている。医療・介護等に関する契約や手続に伴い、本人が通院や入院・入居している病院や施設等との間で、多くの後見人等が相談、説明、協議、要望などの諸活動を行っていることがわかる。



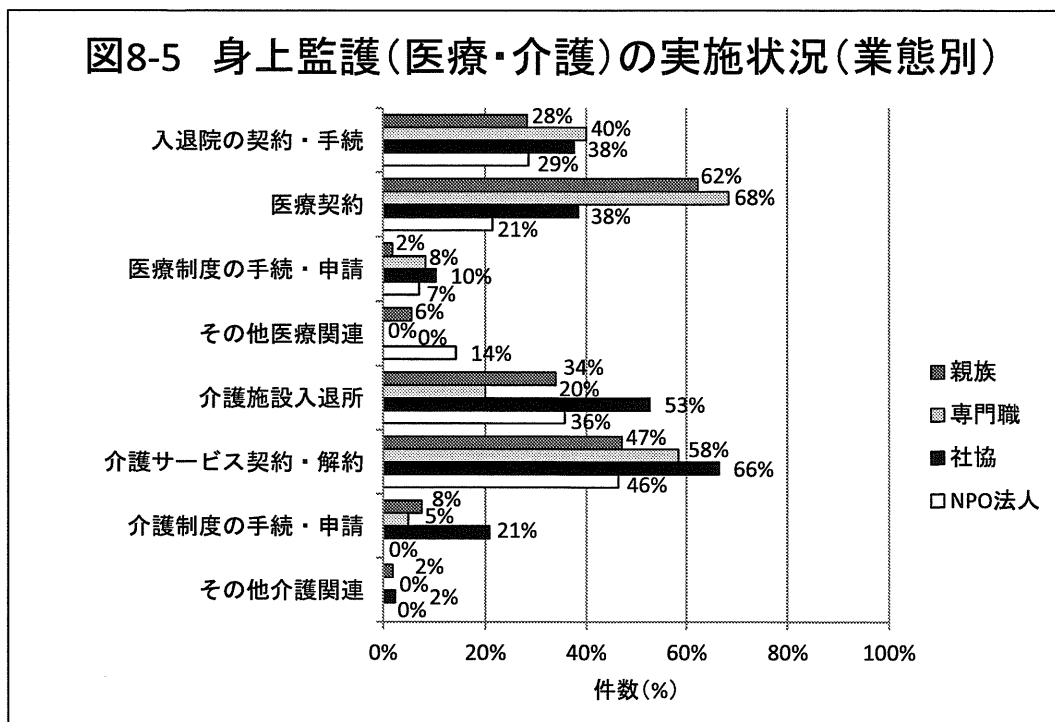
b. 身上監護の業態間比較

続いて、身上監護に関する業務のあり方について、その業態別の特徴を見てみる。

まず、医療・介護関連の業務について見てみる（図8-5）。

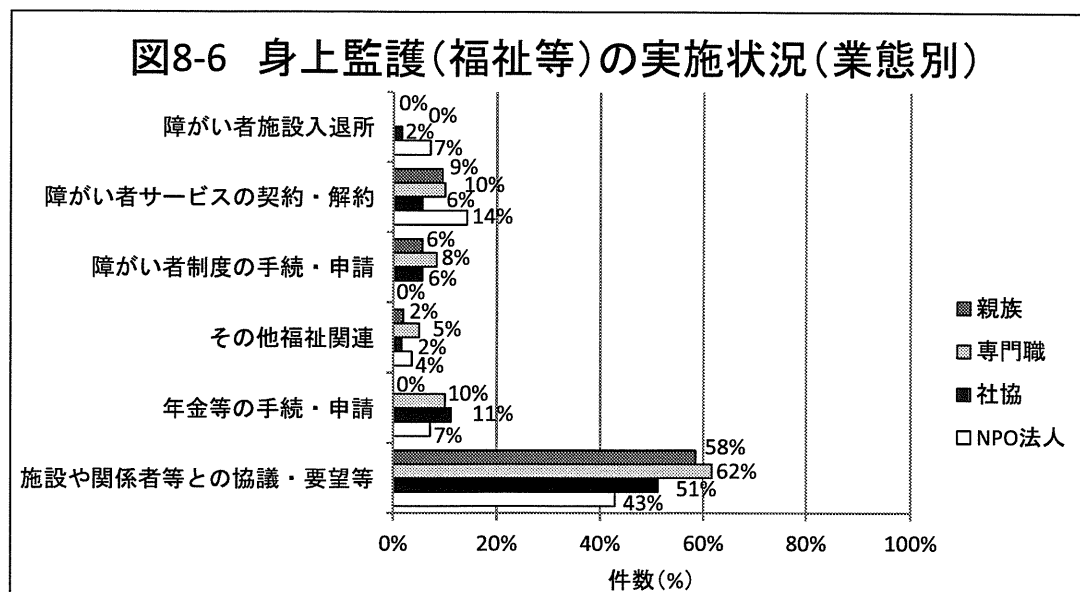
すると、親族後見の場合と社会福祉協議会による後見の場合とで、その業務のあり方に大きな違いがあることが分かる。とりわけ顕著なのは、「医療契約」と「介護施設入退所」の業務についてである。親族後見の場合には、親族後見人が「医療契約」に関する業務を比較的積極的（62%）に行なっているのに対して、社協による後見においてはその実施割合が低くなっている（38%）。これは、社協による後見においては、後見開始後に本人の介護施設等への入所が行われることが多く（「介護施設入退所」の実施率53%）、入所後は、本人の医療や介護などについては、基本的に入所施設に委ねることが多いためと考えられる。

他方、親族後見においては、「介護施設入退所」の実施率は相対的に低くなっており（34%）、居宅介護を基本としながら、本人の健康状態に合わせた医療・介護等の手配が行われているものと考えられる。



次に、福祉関連（特に障がい者関連）の業務のあり方についての業態別特徴をしてみる（図8-6）。

だが、上記のとおり後見事案全体に占める精神・知的障がい者等の割合が低いこともあり、本調査においては業態間にはっきりとした差異はみられなかった。



最後に、事実行為としての介護や生活支援などに関して述べておきたい。

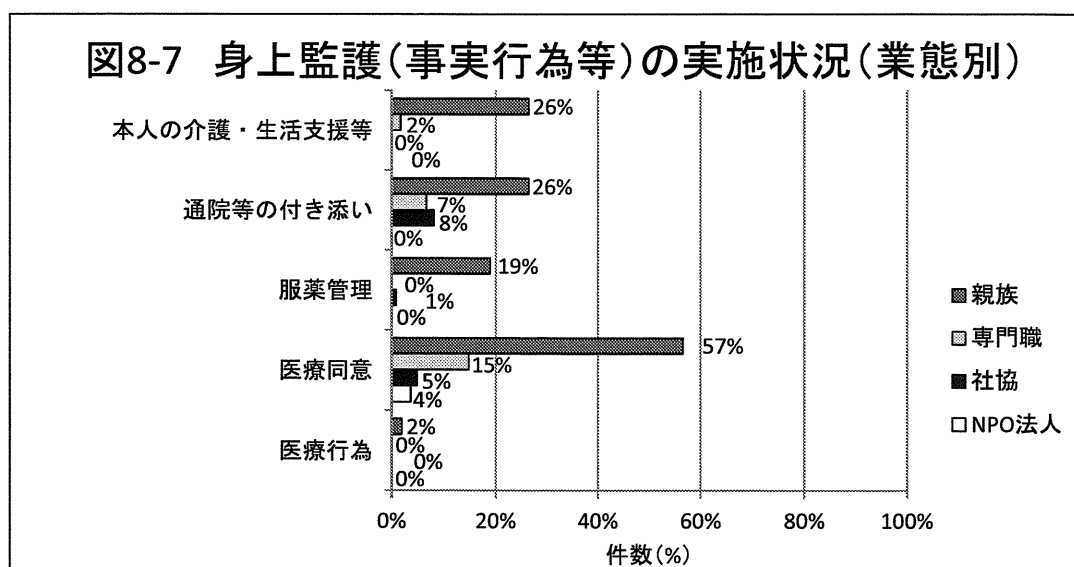
「本人の介護・生活支援等」、「通院等の付き添い」、「服薬管理」、「医療同意」、「医療行為」といった諸活動は、法律上後見業務とはみなされていないものの、被後見人が日常生活を営む上で必要な支援を行うものである。特に、身上監護を重視する観点からは、これらの活動は非常に重要な意義を有する。これらの事実行為（非後見業務）は、特に親族後見に特徴的なものとなっている。親族後見人は、親族という立場と後見人としての立場が曖昧になっているのが常態であり、両者が織りまざる形で後見活動（事実行為としての活動、ならびには法律行為としての活動）が行われているものと考えられる。

このような性格を帯びる事実行為（非後見業務）のなかでも、もっとも一般的なのが「医療同意」であり、約6割（57%）の事案で行われている（図8-7）。また、医療同意以外にも、「本人の介護・生活支援等」（26%）、「通院等の付き添い」（26%）、「服薬管理」（19%）などが行われており、多くの親族後見人が法律行為ではなく事実行為として、本人の介護や生活支援、通院の付き添いなどを日々実施していることがわかる。なかでも、後見人等が本人と同居している場合には、これらの事実行為の実施率が高くなる傾向にある。逆に、本人が病院や施設等に入所している場合は、本人の介護や服薬管理などをその入所先施設に委ねてしまうことが多い。

この点、こうした事実行為（非後見業務）のなかでも、特に医療同意のあり方については慎重な判断が求められる。というのも、たとえ親族後見人であっても、本人に対する医療行為の同意権を有しているわけではなく、あくまでその決定権は本人のみが有するものとされている。しかし医療の現場においては、本人への医療に対する同意を、医師が後見人に求めるケースが多いというのが実情である。とはいえ、本人に医療行為への同意能力がない場合には、もっぱ

ら家族の同意をもとに医療行為は事実として行われており、裁判所も、親族が本人の意思を最もよく推察できる立場にあるという相当性等を理由としてこれを認めている。

ここで問題となるのは、親族以外の第三者による医療同意の是非についてである。医療同意権が本人の一身専属的なものとされ、第三者による医療同意の可否を判断するための法律や判例を欠いている現状においては、親族以外の後見人による医療同意は基本的には認められないという考え方が通説とされており、実際の医療現場ではその対応に苦慮するケースが目立っている。



(3) 相続、法的対応、その他の実施状況

a. 全般的状況

続いて、相続や法的対応などの業務の実施状況について見てみる（図8-8）。

まず、相続等に関する業務についてみると、「相続・遺贈の承認・放棄等」（全体の15%）、「遺産分割協議等」（9%）などがわずかながら行われている程度であり、全体として業務の実施は低調であることがわかる。とはいえ、そもそも一般に、親族の死去、ならびにそれに伴う相続・遺贈等の事態が生じる可能性はそれほど高くないことから、これらの業務の実施率が低くなるのは必然的なものといえる。

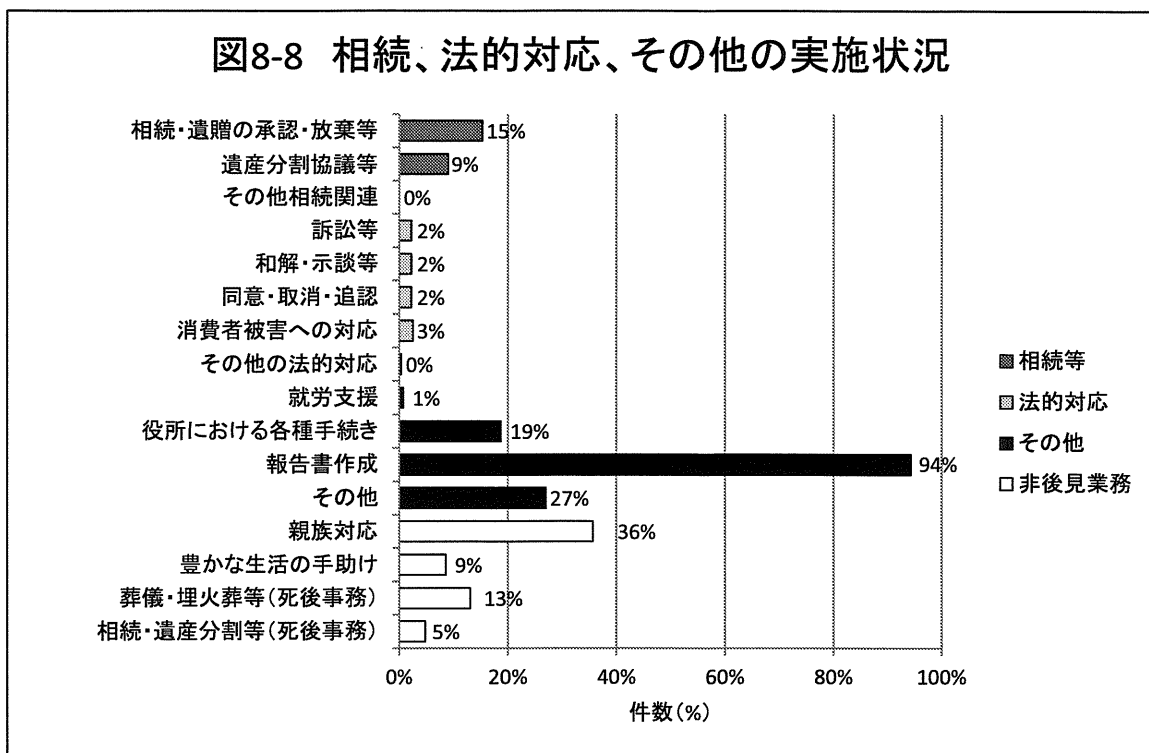
次に、法的対応に関する業務についてみる。

すると、「消費者被害への対応」が3%、「訴訟」が2%、「和解、示談等」が2%、「同意・取消・追認」が2%となっており、相続等に関する業務と同様、その実施率は非常に低いものとなっている。このうち「訴訟等」については、そもそも訴訟に至るような争いが生じる可能性が高くないことに加え、仮に係争に至った場合においても、後見人がみずから訴訟を行うのではなく、弁護士等の専門職にその対応を委ねるのが一般的である。また「消費者被害への対応」については、本人を消費者被害から守ることを目的の一つとして後見制度を利用するケースは少なくないが、実際には、後見人等が就職した後に新たに本人が消費者被害に遭うことは稀である（後見人就任による被害防止効果）。そのため実態としては、後見人等によってなされる

消費者被害への対応のほとんどは、就任時には既に発生していた消費者被害の被害回復を目的とした「和解・示談等」となっている。なお、「同意・取消・追認」に関する業務については、代理権（財産管理等の日常的業務において高い頻度で用いられる）と異なり、それらが用いられる機会のごく限られたものとなっている。

さらに、上記以外のその他に関する業務について見てみると、「報告書作成」が94%、「役所における各種手続き」が19%の割合で実施されている。このうち「報告書作成」は、法的に後見人等に課せられた義務であることから、実施率が高くなっているのは当然のことといえる。これを実施していない残りの6%は、後見人等に就任してからまだ一定期間が経過していない場合や、本人の資産が少なく横領等の恐れがほとんどないなどの理由から、家裁から報告書の提出を求められていないなどの事案である。また、「役所での各種手続き」としては、本人の生活状況や居住環境の変化に応じて、転入・転出手続や確定申告等の業務が必要に応じて行われている。

最後に非後見業務についてみると、「親族対応」が全体の36%の案件で行われている。第三者後見において、親族との協議や、本人の近況や業務に関する報告などが、この親族対応として行われている（逆に、自身が親族である親族後見人は、そもそも親族対応を行う必要がない）。またこれ以外にも、本人の「豊かな生活の手助け」のための活動が9%の事案で行われている。これは、必ずしも後見人としての業務とはみなされていないものの、被後見人の生活の質を向上させることにつながるであろう諸活動（本人を旅行に連れて行く、本人の墓参りに同行する、本人が趣味などを楽しむ環境を整えるなど）のことであり、主に親族後見において行われる機会が多い。



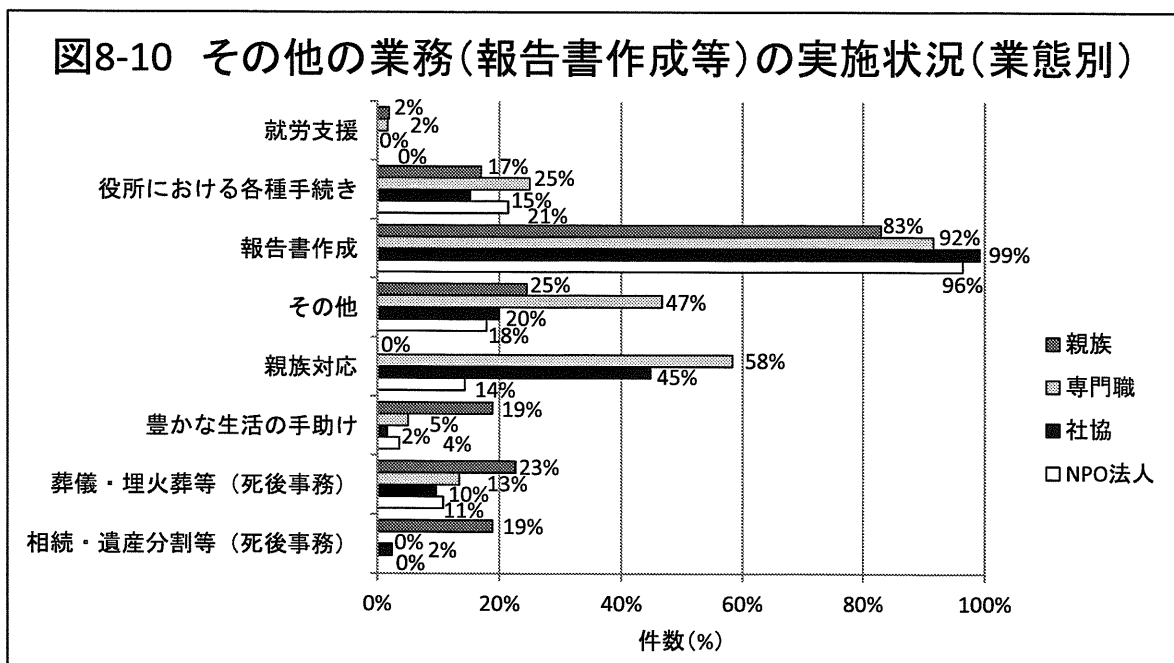
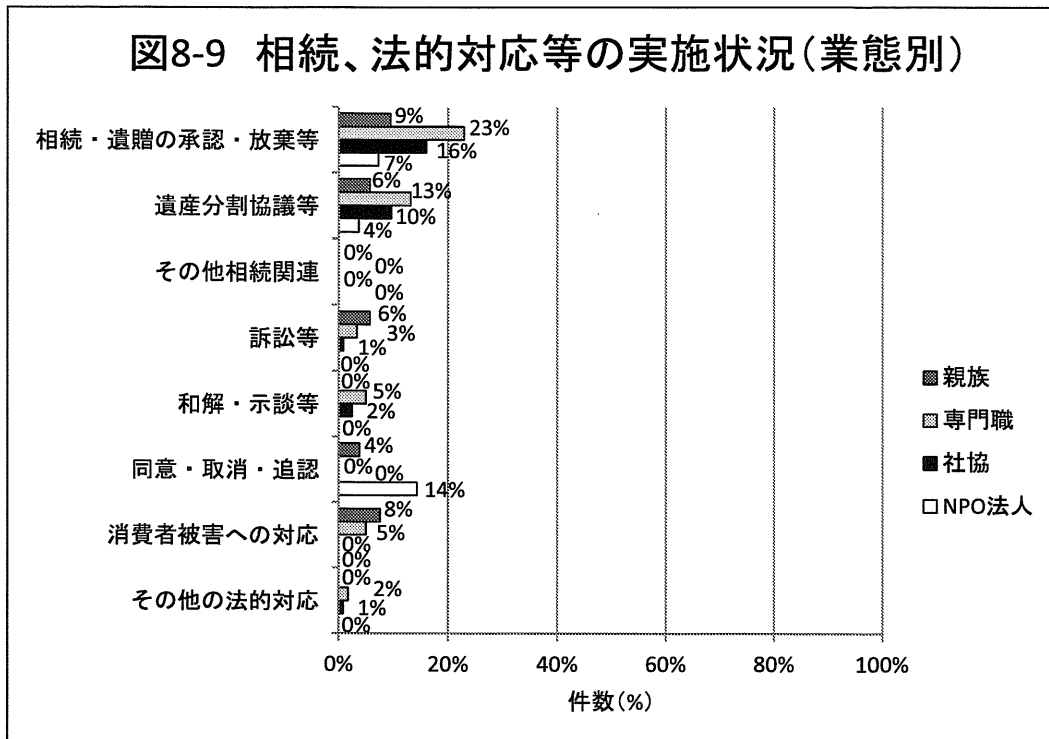
次に、相続や法的対応、その他の業務の実施状況について、業態別の特徴を検討してみる（図8-9、図8-10）。

まず親族後見については、「相続・遺贈の承認・放棄等」（全体の9%）や「遺産分割協議等」（6%）

といった比較的専門性の高い法律行為の実施率が低い一方で、「消費者被害への対応」(8%)、「豊かな生活の手助け」(19%)、「相続・遺産分割等(死後事務)」(19%)といった、他の業態ではほとんど行われていない業務の実施率が高くなっていることがわかる。

他方、親族以外の後見については、専門職後見における法律業務の実施率の低さが注目される。

一般に、法律業務における専門職の優位性が主張されることが多いが、実際には、専門職が法律業務を積極的に行っている様子は見られない。専門職による法律業務の実施率は、「相続・遺贈の承認・放棄等」の実施率がわずかに高い程度で、他の業態のそれとほとんど変わらない。



b. 親族対応の状況

次に「親族対応」の業務について、その実施状況を見てみる（図8-11～13）。

まず後見事案全体の状況をみると、後見人は1カ月に平均で1.4回ほど親族対応（1回あたり約40分）を行っており、1カ月あたりおよそ4時間弱をこの業務に割いていた。

続いて、各業態の親族対応のあり方をやや詳しくみておきたい。

第一に専門職については、1ヶ月あたりの親族対応の平均回数が最も多くなっている（2回）一方で、1回あたりの平均対応時間（34分）、ならびに1ヶ月あたりの平均対応時間（136分）は少なくなっている。

第二に社会福祉協議会については、1ヶ月あたりの対応回数は平均程度（1.4回）であるものの、1回あたりの平均対応時間は46分とやや長く、結果として1ヶ月あたりの対応時間が、他の業態に比べて突出して高い数値となっている。

第三にNPO法人については、親族対応1回あたりの平均時間は49分と3者のなかでもっとも多く時間を充てているが、一方で1ヶ月あたりの平均対応回数は月1回を下回る非常に低い水準にあり、結果的に、1ヶ月あたりの親族対応の総時間は最も短い（95分）ものとなっている。

以上を、本人面会との比較の観点からまとめると次のようになる。

すなわち、①第三者後見において、本人面会と同様、親族対応も1カ月に1～2回程度の頻度で行われている、②親族対応1回あたりにかける時間（1時間弱）は、本人面会のそれよりも若干短い、③だが、親族対応に1ヶ月あたりにかける時間は、本人面会のそれよりも長くなっている、④総じて、本人面会と親族対応にかけられる時間や労力は、いずれもほぼ同程度となっている（しかし、後見活動の本質が本人の利益の最大化にあることを考えると、本人面会と親族対応が同程度の業務量となっている現状は、問題なしとはいえないだろう）。

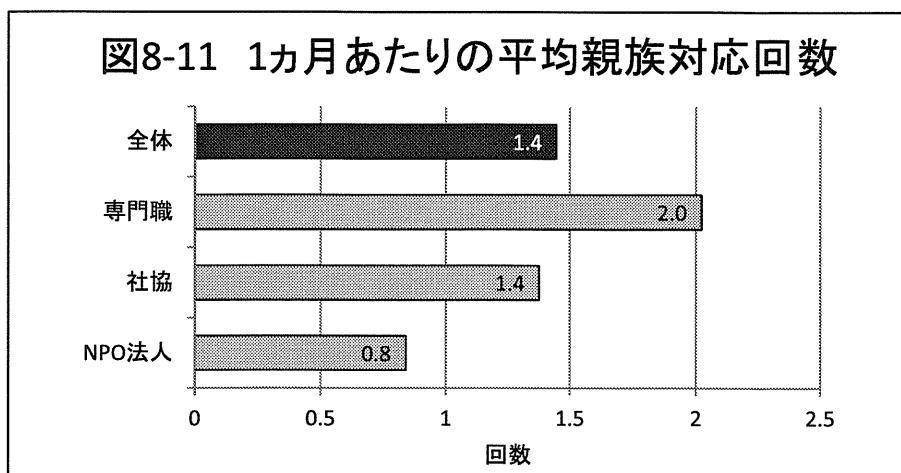


図8-12 親族対応1回あたりの平均時間

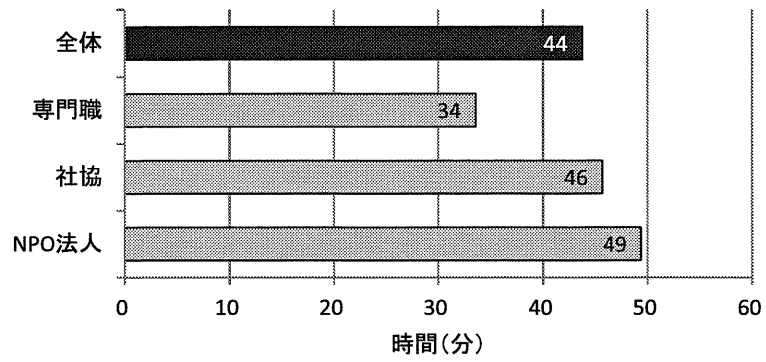
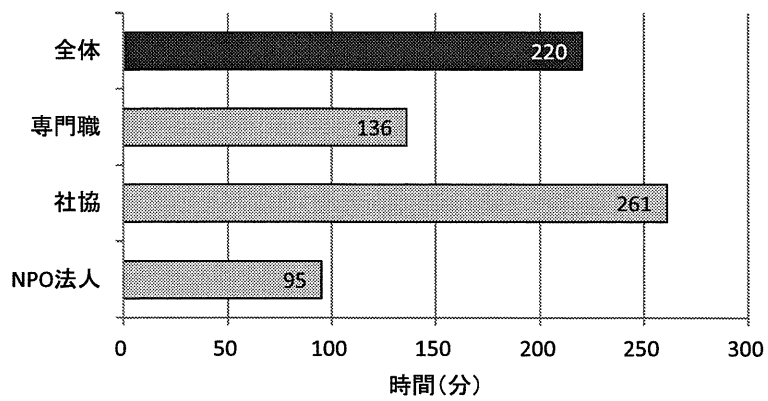


図8-13 1ヵ月あたりの平均親族対応時間



9. 後見事務報告書の作成・提出状況

(1) 後見事務報告書の作成者

はじめに、後見事務報告書の作成主体について見てみる（図9-1）。

まず後見事案全体でみると、後見事務報告書を作成する主体として最も多いのは、当然のことながら「後見人等」であり、全体の約9割（91%）を占めていた。

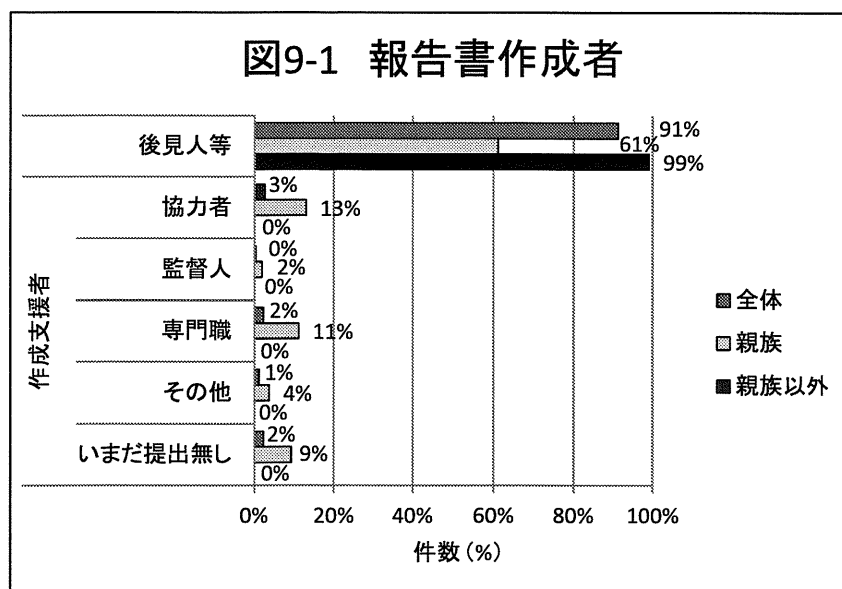
このうち親族以外の後見については、この比率はさらに上昇し、ほぼすべての後見人等（全体の99%）が報告書作成の主体となっていた。

他方、親族後見においては、この割合はかなり低いものとなり、報告書を作成する後見人等は全体の約6割強にとどまっていた。親族後見の場合、後見人が単独で報告書を作成するのではなく、他の人々に手伝ってもらいながら作成を行うというケースも少なくない。

その支援者としてもっとも多いのが、「協力者」（全体の1割強）である。一般に協力者は、報告書の執筆作業そのものではなく、領収書の保存・整理など、報告書作成の付随的作業を担当している場合が多い。次に支援者として多いのが「専門職」（同11%）であり、次いで「その他」（同4%）、「監督人」（同2%）と続いている。親族後見人は、司法書士等の専門職や後見支援NPO等に報告書作成を依頼したり、助言を求めたりするケースが少なくない。

以上のように、後見事務報告書の作成に関しては、ほぼすべてのケースで後見人自身が報告書作成を行っている第三者後見と、他者の協力を得ながら報告書作成を行うことが多い親族後見との間に、明確な違いが見られた。

なおこれらに対し、後見開始からまだ一定期間経っていないなどの理由から、いまだ報告書を一度も提出したことがないという事案も、全体の1割ほど存在していた。



(2) 後見事務報告書の提出回数と間隔

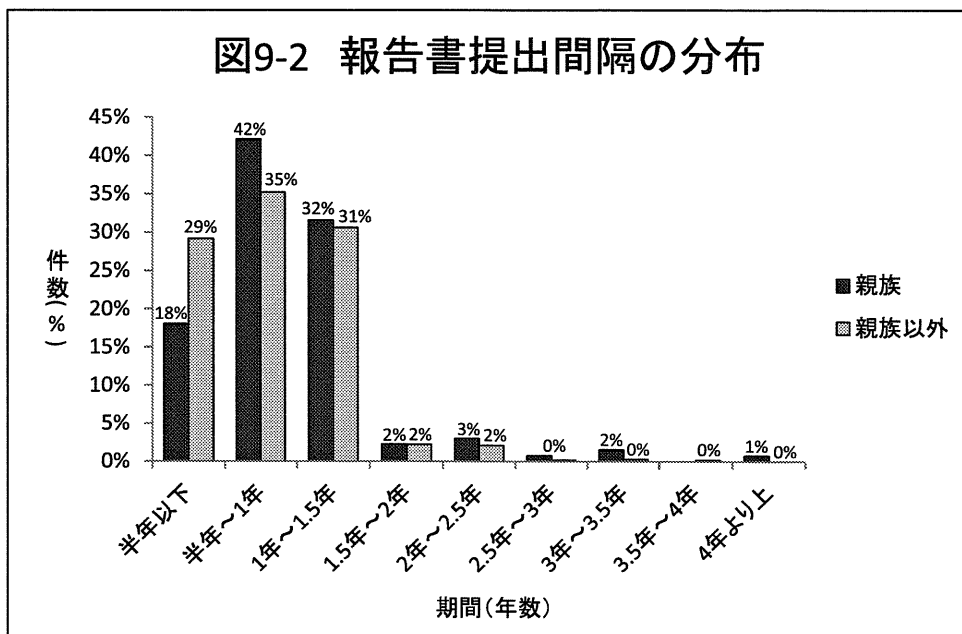
次に、後見人等が、後見事務報告書を家庭裁判所に提出する回数や間隔（頻度）について見てみる。

本調査において、後見人等が、本調査時点（ないし後見終了時点）において、それまでに報告書を提出した平均回数は約3回(3.3回)であり、その平均的な提出間隔は約9カ月であった。

また報告書提出間隔（年数）の分布をみると、ほとんどの事案（全体の9割以上）において、1年半以内（0～1年半）の間隔で報告書が提出されていた（図9-2）。

これを業態別に見ると、親族後見においては、全体の7割強の事案で半年～1年半の提出間隔となっており、半年以下のものが少ないのに対し、親族以外の後見においては、半年以下の事案が約3割を占めていた。

通常、事務報告書の提出はおよそ1年ごとに課せられるのが一般的とされているが、本調査結果においても、多くのケースについて、事務報告書は1年前後の間隔で提出されていた。



また報告回数別の提出間隔をみると、平均的な提出間隔は約9カ月（273日）であった（図9-3）。これを個別に見ると、後見開始日から報告1回目までの提出間隔が約4カ月（131日）で、第2回報告以降の提出間隔はすべて1年～1年2カ月程度となっており、両者の間に大きな差が見られた。

さらにこれを業態別に見ると、2回目報告以降の報告書提出間隔については、親族後見とそれ以外の後見の間でほとんど差は見られないが、開始日から報告1回目までの提出間隔については、両者の間に約5カ月（140日）もの差が見られた（図9-4）。

このように、親族以外の後見において、後見開始日から報告1回目までの提出間隔が極端に短くなっているが、それは主に次のような理由による。すなわち、第三者後見においては、後見が開始される以前に本人の資産状況を調べることは難しいため、後見開始後すみやかに本人の資産状況を調査し、財産目録等を裁判所に報告する「初回報告書」の提出が、家裁から求